

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 大阪府堺市南区竹城台三丁 21 番 1 号
(名 称) 株式会社フィスコ
(法人番号 5120101048252)

上記被審人に対する令和 7 年度 (判) 第 23 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法 (以下「法」という。) 第 185 条の 6 の規定により審判長審判官高橋安紀子、審判官美濃口真琴、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1500 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 8 年 3 月 30 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判手続の期日前に、課徴金に係る法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 8 年 1 月 28 日

金融庁長官 伊藤 豊

1 課徴金に係る金融商品取引法（以下「法」という。）第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、大阪府堺市南区竹城台三丁 21 番 1 号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所グロース市場に上場されている会社である。

被審人は、暗号資産評価損の過少計上の他、被審人の連結子会社と共に、暗号資産評価損の不計上の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、近畿財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出したものである。

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	令和4年8月12日	第29期第2四半期（令和4年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	令和4年1月1日～同年6月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が ▲114,974千円であるところを 126,495千円と記載 経常利益が ▲84,505千円であるところを 156,964千円と記載 親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲86,672千円であるところを 154,797千円と記載	暗号資産評価損の不計上
2	令和4年11月14日	第29期第3四半期（令和4年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	令和4年1月1日～同年9月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が ▲84,061千円であるところを 157,409千円と記載 経常利益が ▲54,437千円であるところを 187,032千円と記載 親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲57,654千円であるところを	暗号資産評価損の不計上

					ろを 183,815 千円と記載	
3	令和5年 3月30日	第29期(令和4 年1月1日～同 年12月31日) に係る有価証券 報告書	令和4年1 月1日～同 年12月31日 の連結会計 年度	連結 損益計算書	営業利益が ▲100,421 千円であると ころを 46,987 千円と記載 経常利益が ▲74,132 千円であるとこ ろを 73,276 千円と記載	暗号資産 評価損の 不計上
4	令和6年 3月28日	第30期(令和5 年1月1日～同 年12月31日) に係る有価証券 報告書	令和5年1 月1日～同 年12月31日 の事業年度	貸借対照表	純資産額が 56,485 千円で あるところを 289,906 千円と記載	暗号資産 評価損の 過少計上
5	令和6年 5月15日	第31期第1四 半期(令和6年 1月1日～同年 3月31日)に係 る四半期報告書	令和6年1 月1日～同 年3月31日 の第1四半 期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 469,961 千円 であるところを 703,383 千円と記載	当四半期 前の暗号 資産評価 損の過少 計上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1及び同2の各事実につき

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表の番号3の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、旧金融商品取引法第185条の7第6項

表の番号4の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

表の番号5の事実につき

旧金融商品取引法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1、同2及び同3の各事実につき

法第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項の規定により、被審人の第29期事業年度（令和4年1月1日から同年12月31日まで）第2四半期（令和4年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第29期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（令和4年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第29期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第29期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第29期第2四半期報告書	455,740円
第29期第3四半期報告書	438,348円
第29期有価証券報告書	442,630円

が、いずれも

② 6,000,000円

を超えないことから、

第29期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第29期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第29期有価証券報告書については、6,000,000円となる。

ここで、第29期第2四半期報告書、第29期第3四半期報告書及び第29期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第29期事業年度）に係るものであることから、旧金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第29期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{円}$$

第29期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{円}$$

第29期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 3,000,000 \text{円}$$

となる。

表の番号4の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第30期事業年度（令和5年1月1日から同年12月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額324,202円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。

表の番号5の事実につき

旧金融商品取引法第172条の4第2項の規定により、被審人の第31期事業年度（令和6年1月1日から同年12月31日まで）第1四半期（令和6年1月1日から同年3月31日まで）に係る四半期報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額270,088円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となる。